

生活のきまり

天神小学校

◇◆◇ 学校生活での共通理解 ◇◆◇

【屋内】

- ・ ろうかを走らない。
- ・ ろうかは右側を歩く。
- ・ 特別教室、保健室、職員室には、許可を得てから入る。
- ・ トイレはきれいに使う。(はきものをそろえる)

【授業中】

- ・ 人の話をよく聞く。
- ・ 姿勢を正しくする。
- ・ 相手に伝わる声で発表する。
- ・ 学校で使わないものは、持ってこない。
- ・ シャープペンシルは使わないので持ってこない。

【休み・給食・そうじ】

- ・ 体育館では危険なのでサッカーをしたり野球をしたりして遊ばない。(授業で使う道具は使わない。)
- ・ 晴れの日を外で遊ぶ。
- ・ ボールなど、使ったものはきちんと後片付けをする。
- ・ 学習に必要な物以外は学校へ持ってこない。(カバンや筆箱にキーホルダー等をつけない。)
(雨の日のカードゲーム〔トランプ・UNO〕は可)
- ・ 遠足で持っていくリュックにも必要のないものはつけないようにする。
- ・ 給食を着て、給食の準備をする。
- ・ 給食後、歯みがきをする。
- ・ 掃除の時間は素早く取りかかり、だまって一生懸命取り組む。

【屋外】

- ・ 体育館の裏や駐車場、他人の敷地では遊ばない。
- ・ 石を投げない。

◇◆◇ 校外生活での主なきまり ◇◆◇

【集団登校のきまり】

- ・ 標準服、黄色い帽子、名札を着用する。
- ・ 水曜日は自由服の日とする。
- ・ 集合時刻に遅れないようにする。
- ・ 決められた通学道路を通る。

【下校のきまり】

- ・ 最終下校時刻 月、火、木、金曜日 16時30分
水曜日 15時30分
(水泳指導など特別な場合は、指導者が適宜下校指導する。)
- ・ 特別な場合は集団下校をする。水曜日は、1～3年生がグループ下校をする。(委員会活動があるときは、1～4年生グループ下校)

【校区外外出のきまり】

- ・ 校区外への外出は、保護者の許可により外出できる。(五十崎地区は、五十崎児童館、五十崎小学校まで、内子地区は、フジや運動公園くらいまでとする。)
- ・ 五十崎・内子地区以外への外出は、原則として保護者同伴とする。安全面を考慮して、どうしても、必要なときのみとする。

【自転車】

- ・ 1・2年生は、保護者同伴で使用する。3年生以上は、保護者の判断で使用する。
- ・ 必ずヘルメットを着用する。
- ・ 二人乗りをしない。
- ・ 道路に広がらないで、左側を一行で走る。
- ・ 交差点では、必ず一時停止し、押して渡る。
- ・ 片手運転をしない。
- ・ 天神小校区を出る場合は、保護者の許可を必ず得る。(校区外での使用は高学年に限る。)ただし、御

祓地区は、交通上危険が伴うため、自転車では行かない。

- ・ 大きな道路に出るときは、必ず止まって左右の確認をする。
- ・ 自転車保険に入る。（義務化されている。）

【その他】

- ・ 一輪車、ローラースケート、スケートボード等は道路では乗らない。
- ・ エアガンは使わない。
- ・ お金の貸し借りやゲームの中身の交換などをしない。
- ・ お金を持っていない時はお店に入らない。
- ・ 放課後や休日等に、学校でおやつ等の飲食はしてもかまわないが、ゴミを必ず持ち帰る。（食べ歩き・飲み歩きはしない。必ず座って飲食をする。）
- ・ 五十崎自治センターなど、公共施設の利用の仕方を守る。（入り口辺りでゲームをしない。図書室で騒がない。）
- ・ 帰宅時間 3月から9月…18時までに帰宅する。10月から2月…17時までに帰宅する。

◇◆◇ その他 ◇◆◇

【標準服について】

標準服を次のように定める。

- 1 紺色の上着
- 2 紺色または黒色のズボン、紺色のひだスカート（入学式・卒業式等に着る服が標準）
- 3 髪飾りやヘアゴムは華美でないものとする。
- 4 白色のシャツ
 - (1) カッターシャツ、ポロシャツ、Tシャツ等白色なら可。
 - (2) 模様はワンポイントまでなら可。
- 5 その他
 - (1) 毎週水曜日は自由服の日とする。私服で登校してもよい。
 - (2) 名札は学校で管理をし、登校した際に付け、下校する際に外す。（自由服の日は付けなくてよい。）
 - (3) 夏季は、上記の標準服のうち、上着を着用しない。
（したがって、ズボンは、入学式・卒業式等に着る服が標準）
 - (4) 寒い期間（期間は保護者判断）について
 - ア 男女を問わず、防寒を目的としたズボンの着用は可。
 - イ 上記アの色や形については、特には規定しないが、華美でないものが望ましい。
 - ウ 紺色の上着と白色のシャツの間に、防寒のために着用するものについては、特には規定しないが、華美でないものが望ましい。
 - エ 登下校の時、標準服の上に防寒着を着用することについては、規定を設けないが、教室では着用しない。
 - (5) 式典（入学式・卒業式等）には、標準服・白色のソックス（ワンポイント可）を着用する。

【街頭・校外指導】

- 1 交通安全指導
 - (1) 学期の始めと終わりは、通学路点検をする。
 - (2) 地区担当者は適宜指導を行う。
- 2 街頭指導
 - (1) 毎月第3火曜日を「ふれあいの日」とし、保護者と教師が輪番で街頭指導を行う。
 - (2) 長期休業中は、教師の輪番で街頭生活指導をする。

【長期休業中のきまり】

「春休みのきまり」「夏休みのきまり」「冬休みのきまり」を配付し、学級と全体、家庭で指導する。

【インターネットに接続できる機器の使い方】

スマホやゲーム機等の利用は午後8時までとし、それ以降は保護者に預けること。（これを機に、ご家庭でも話し合ってみてください。）

※ よく読んで確認していただき、共通理解のもと、子どもたちを見守り、ともに育てていけたらと思います。ご協力よろしくお願いします。